

◎新潟県告示第990号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和3年8月31日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定を受けた者
東京都文京区本郷三丁目33番5号
三菱UFJニコス株式会社
- 2 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る県税の税目
新潟県県税条例（平成18年新潟県条例第10号）第4条第1項第9号に規定する自動車税
- 3 指定代理納付者による県税徴収金の代理納付に係る期間
令和3年9月1日から令和5年3月31日まで